

第5 建造、改造及び転用許可について

1 建造、改造及び転用許可

船の長さ10メートル以上の動力漁船では、建造、改造及び転用しようとする場合、行政庁の許可を受けなければなりません。（法第4条第1項、第2項）

○建造許可

船舶製造業者その他の者に注文して、又は、自ら動力漁船を建造するとき
新造船を動力漁船として購入するとき

○改造許可

船舶製造業者その他の者に注文して、又は、自ら動力漁船について次の改造をするとき

- ・船舶の長さ、幅及び深さを変更
 - ・無動力漁船に推進機関を新たに据え付け動力漁船に変更
 - ・推進機関の種類、若しくはその出力を変更
 - ・船舶の用途、若しくは従事する漁業種類を変更するために船舶の構造若しくは設備を変更
- （注1）次の場合は、改造許可が必要です。

- ・動力漁船の譲受や漁船登録抹消船及び一般船舶を動力漁船に転用する場合で、主要寸法、推進機関の変更（種類、馬力の変更）、漁業設備に変更を生じる場合
- ・改造前の船の長さが10メートル未満の動力漁船を10メートル以上に改造する場合

（注2）次の場合は、改造許可は不要です。

- ・漁船の主要寸法が変わらず、単にトン数のみに変更が生じる場合（船員室の改造等）
- ・推進機関の換装で、同じ種類（例えばジーゼル機関）で馬力数に変更がない場合（ただし、馬力数表示が変更される場合を除く。）

○転用許可

貨物船、曳船等一般船舶を改造しないで動力漁船として使用するとき
過去において動力漁船であったものを改造しないで動力漁船として使用するとき

2 建造、改造及び転用許可の許可権者

動力漁船の要件により、許可を交付する許可権者は次のとおり異なります。（法第4条第1項）

動力漁船の要件	許可権者
① 農林水産大臣の漁業許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船	農林水産大臣
② 次の③に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数20トン以上のもの	
③ 都道府県知事の漁業許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船	都道府県知事
④ 上記①から③に掲げるもの以外の動力漁船	

※ 農林水産大臣が交付する許可については、水産庁資源管理部漁業取締課漁船管理班へ直接申請してください。

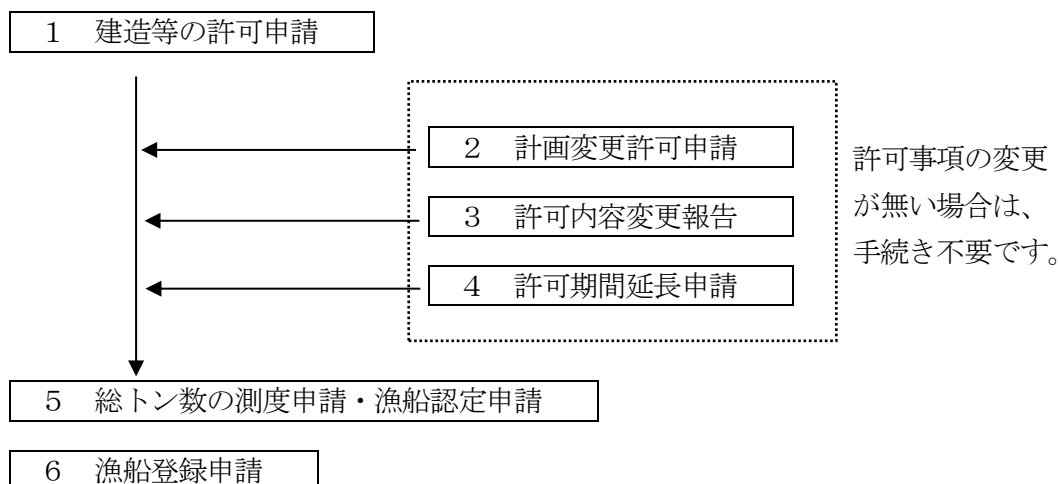
3 許可の期限と許可の延長

建造、改造及び転用許可には、次のとおり効力を失う期限があります。ただし、建造又は改造については造船所の工程又は漁船の運航遅延による場合や転用については漁船の運航遅延による場合で、延長した期間内にしゅん工、工事の完成及び使用開始が見込まれる場合のみ、許可期間延長申請（様式 64 頁）することができます。なお、許可期間の再延長はできません。（法第 6 条第 1 項、第 2 項）

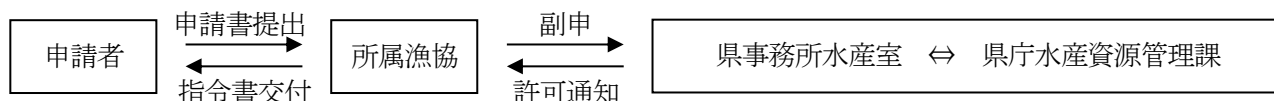
許可の区分	許可が効力を失う期限	延長可能期間
建造許可	許可の日から 1 年以内にしゅん工しないとき	6 箇月
改造許可	許可の日から 6 箇月以内にその改造の工事が完成しないとき	3 箇月
転用許可	許可の日から 2 箇月以内に転用による使用を開始しないとき	1 箇月

4 建造等の許可手続き

(1) 許可から漁船登録までの申請の手順



(2) 申請等の流れ



※13 頁で定める書類以外に、許可に関し必要な書類の提出を求めています。

(3) 許可申請書及び添付書類 ※記載要領については 33 頁参照

書類の種類	建 造	改 造 (改造に譲受・ 転用が伴う場 合を含む)※ ₁			転 用		備 考 (添付する要件等)	様 式 頁
		船 体	機 関	漁 業 種 類	抹 消 船 再 用	一 般 船 か ら 転 用		
許可申請書	○	○	○	○	○	○	51, 52, 53	
申請内容明細書	○	○	○	○	○	○	38	
造船契約 (予約) 証	○	○					54	
推進機関製造(販売) 契約(予約) 証	△		△				新品を搭載する場合	
推進機関経歴書	△		△			○	中古品を搭載する場合	
動力漁船の性能の基準適用表	○	○				○	57	
総トン数計算書	○	○				△	総トン数が不明の場合	
一般配置図、中央断面図 (各 1 部)	○	○				△		—
旧船の処分又は使途説明書	△	△	△	△	△	△	許可漁業で代船の場合	
譲渡証明証		△	△	△	△	△	所有権の移転を伴う場合	
小型漁船を改造していない旨の申出書					○	○	61	
漁船原簿謄本 (抹消)		△	△	△	○		抹消船再用的場合 県外から譲受の場合	
登録事項証明書		△	△	△		△	20 トン以上の転用及び JCI 登録から転用の場合※ ₂	
登記簿謄本	△	△	△	△	△	△	法人等が申請する場合※ ₃	

○印：要提出、△印：添付する要件に該当する場合に提出

※₁：改造事項が複数の場合、該当する添付書類を全て提出してください。

※₂：船舶検査手帳の写しも必要。

※₃：既に他の船舶で漁船登録している場合は不要。

(4) 計画変更許可申請

次の許可事項の変更の場合、計画変更許可申請書 (様式 62 頁)、許可指令書及び下記の該当する添付資料を提出してください。

変更の事項	添付資料
総トン数、主要寸法、船質に係る場合	船舶製造者との変更契約証 総トン数計算書、変更図面等
①造船所を変更する場合	①新船舶製造者との契約 (予約) 証 旧船舶製造者との解約同意書
②同一船舶製造者で造船所を変更する場合	②その旨の証明書
推進機関の種類、馬力数並びにシリンダーの数及び直径	製作者又は販売者との変更契約書又は 解約同意書
漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地の変更	変更の内容がわかる関係資料

※上記以外の許可事項の変更の場合は、許可内容変更報告書 (様式 63 頁) を提出してください。